

小型空調契約
(選択約款)

2026年5月1日実施

武州瓦斯株式会社

目 次

1.	適 用	-----	1
2.	選択約款の変更	-----	1
3.	用語の定義	-----	1
4.	適用条件	-----	1
5.	契約の締結	-----	2
6.	使用量の算定	-----	3
7.	料 金	-----	3
8.	料金の支払方法	-----	3
9.	料金の口座振替	-----	3
10.	料金の払込み	-----	4
11.	単位料金の調整	-----	4
12.	名義の変更	-----	6
13.	契約の変更または解約	-----	6
(付 則)	1. 本選択約款の実施期日	-----	7
	2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置	-----	7
(別表第1)	早収料金の算定方法	-----	8
(別表第2)	料金表	-----	10

1. 適用

(1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

(2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用（冷房を目的とするもの）または冷却用の熱源機をいいます。

(2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスヒートポンプ方式の機器および冷房能力105.5kw（30US. RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。

(3) 「その他期」とは、4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から、11月検針分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月の期間をいい「冬期」とは、12月検針分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から、3月検針分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。

(4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(5) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

(6) 「単位料金」とは、11に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 小型空調機器を使用すること。

(2) 小型空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。

(3) 当社が(1)から(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

(2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。

(3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日から、その使用開始日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

(4) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。

(5) (4)に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。

②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

(6) 当社は、この選択約款または他の選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

(7) 当社は、お客さまが当社とこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

(8) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金

を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) 当社は、料金の支払いが、一般ガス供給約款に定める支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(1)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日(以下「休日」といいます。)の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。

①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。

②早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

(4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)をお支払いいただきます。

(5) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 料金の口座振替

(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。

- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。
 - ①既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法でご利用いただいている方法
 - ②新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

10. 料金の払込み

- (1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。
 - ①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
 - ②当社の営業所等
- (2) お客さまが料金を（1）に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。
- (3) お客さまが当社指定の様式のうち払込書によって料金を支払われる場合、当社が別途定める場合を除き、払込書発行手数料として、原則、払込書の発行等に係る費用等に相当する金額を、料金とあわせてご負担いただきます。

11. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(3)のとおりといたします。
 - ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
 - ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格 (トン当たり)

34,700円

②平均原料価格 (トン当たり)

別表第1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9608 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0513 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

1 2. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 3. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものいたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものいたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2026年5月1日から実施いたします。

2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置

(1) この選択約款のうち10（料金の払込み）（3）の払込書発行手数料については、2026年6月検針分以降に発行する払込書から適用いたします。

(2) 2026年5月1日が含まれるこの選択約款の契約期間は、選択約款（2019年10月1日実施）の契約の締結時または継続時に定めた契約期間を継承するものといたします。

(別表第1)

早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金また11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(別表第2)

料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が60立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A

①基本料金

1ヶ月につき	814円 (消費税等相当額を含みます)
--------	------------------------

②基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	86.06円 (消費税等相当額を含みます)	98.49円 (消費税等相当額を含みます)

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

1ヶ月につき	1,309円 (消費税等相当額を含みます)
--------	--------------------------

②基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	77.81円 (消費税等相当額を含みます)	90.22円 (消費税等相当額を含みます)

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①基本料金

1ヶ月につき	2,514円 (消費税等相当額を含みます)
--------	--------------------------

②基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	65.76円 (消費税等相当額を含みます)	78.18円 (消費税等相当額を含みます)

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。